

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改 正	現 行
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p>
<p>平成23年 3月30日 国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号 (中略) <u>令和 年 月 日 国総地第 〇号</u> <u>国総交第 〇号</u> <u>国鉄都第 〇号</u> <u>国鉄事第 〇号</u> <u>国自旅第 〇号</u></p>	<p>平成23年 3月30日 国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号 (中略)</p>
<p>第1編～第4編 (略)</p> <p><u>附 則 (国総地第 〇号、国総交第 〇号、国鉄都第 〇号、国鉄事第 〇号、国自旅第〇号)</u></p> <p><u>第1条 この要綱の改正は、令和元年度第一次補正予算から施行する。</u></p> <p><u>第2条 令和元年度第一次補正予算における地域公共交通バリア解消促進等事業の対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。</u></p> <p><u>一 地方公共団体等が指定した浸水想定区域等に位置する駅におけ</u></p>	<p>第1編～第4編 (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>る段差解消（エレベーター及びスロープの設置に限る。）及び多機能トイレの設置並びに誘導用ブロックの整備等を行う事業</u></p> <p><u>二 地方公共団体等が指定した浸水想定区域等に位置する駅又は1日当たりの利用者数が5万人以上の駅における転落防止設備（可動式ホーム柵に限る。）の整備を行う事業</u></p> <p><u>三 都道府県から災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定を受けている、又は国若しくは地方公共団体との災害時の人員輸送等に関する協定等を締結している一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体の会員事業者によるノンステップバス等又は福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）の導入・改造を行う事業</u></p> <p><u>四 地方公共団体等が指定した浸水想定区域等を運行する第98条第3項に規定する鉄軌道事業者による設備の整備等を行う事業</u></p> <p><u>（被災地域鉄道路線代替輸送事業）</u></p> <p><u>第3条 大臣は、令和元年度第一次補正予算に限り、第98条第3項に規定する鉄軌道事業者が、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する災害をいう。以下「非常災害」という。）の影響により鉄軌道の運行が妨げられ、長期（おおむね1月以上）の運行休止が生じた鉄軌道路線に代わり、通学又は通勤等の移動手段を確保するため、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者に代替輸送を委託する事業（以下「被災地域鉄道路線代替輸送事業」という。）を行う場合においては、この条が</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>ら附則第12条までに定めるところにより、予算の範囲内において被災地域鉄道路線代替輸送事業を行う者（以下この条から附則第12条までにおいて「補助対象事業者」という。）に補助金を交付することができるものとする。</u></p> <p><u>（補助対象期間）</u></p> <p><u>第4条 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象期間は、国庫補助金を受けようとする会計年度とする。ただし、非常災害を起因とする運休が生じた日から6月を超えない範囲とする。</u></p> <p><u>（補助対象経費）</u></p> <p><u>第5条 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象経費は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入（鉄軌道事業で収受した定期旅客運賃収入のうち、補助対象事業の区間及び期間に相当する額を含む。以下同じ。）を差し引いた額とし、附則別表1に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</u></p> <p><u>（補助率）</u></p> <p><u>第6条 大臣は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費の1/3（次の各号のいずれにも該当する補助対象事業者以外の者にあつては1/4）に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。</u></p> <p><u>一 非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度末からさかのぼり3年間（以下「基準期間」という。）における各年度の鉄軌</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>道事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。</u></p> <p><u>二 基準期間における各年度の鉄軌道事業者が経営するすべての事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。</u></p> <p><u>(補助金交付申請)</u></p> <p><u>第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第7-1による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 補助対象事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p><u>一 前条各号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類</u></p> <p><u>二 鉄軌道路線の運行休止区間及び代替輸送の委託区間を示す地図</u></p> <p><u>三 鉄軌道路線の運行休止期間及び代替輸送の委託期間を証明する書類</u></p> <p><u>四 代替輸送の委託に要する経費を証明する書類</u></p> <p><u>五 補助対象事業によって生じた収入を証明する書類</u></p> <p><u>六 その他大臣が必要と認める書類</u></p> <p><u>(補助金の交付決定)</u></p> <p><u>第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第7-2により、補助対象事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 大臣は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>3 大臣は、第1項の審査の結果、補助対象事業が完了したものと認め</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>られるときは、同項の規定にかかわらず、交付決定及び額の確定を行い、様式第7-3により、補助対象事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(補助対象事業実績報告)</u></p> <p><u>第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第7-4による補助対象事業実績報告書を、補助対象事業が完了した翌年度の4月10日までに大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(補助金の額の確定)</u></p> <p><u>第10条 大臣は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があったときは、審査の上、額の確定を行い、様式第7-5により、補助対象事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(補助金の請求)</u></p> <p><u>第11条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7-6による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(準用規定)</u></p> <p><u>第12条 第14条の規定は、被災地域鉄道路線代替輸送事業において準用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第13条 令和元年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。</u></p>	

改 正				現 行			
別表 2 3 (第 7 4 条第 2 項関連)				別表 2 3 (第 7 4 条第 2 項関連)			
バリアフリー化設備等整備事業 (補助対象事業者等)				バリアフリー化設備等整備事業 (補助対象事業者等)			
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消及び多機能トイレの設置、転落防止設備の整備並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費に限る。))	1/3	鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消及び多機能トイレの設置、転落防止設備の整備並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費に限る。))	1/3
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費 (駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)				・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費 (駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)	
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費 (ノンステップバス・リフト付バス (空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。)、福祉タクシー (ユニバーサルデザイン、リフ	1/3 (ただし、ノンステップバス、リフ	自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費 (ノンステップバス・リフト付バス (空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。)、福祉タクシー (ユニバーサルデザイン、リフ	1/3 (ただし、ノンステップバス、リフ

改 正		現 行	
、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	ンタクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）を除く。）の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	ト付バスについて は、1/4又は当該補助対象経費と	ト付バスについて は、1/4又は当該補助対象経費と
一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成)	通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額)	通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額)
一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。） 、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者	・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。） 、附帯工事費、補償費及び事務費		
、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	ンタクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）を除く。）の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	ト付バスについて は、1/4又は当該補助対象経費と	ト付バスについて は、1/4又は当該補助対象経費と
一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成)	通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額)	通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額)
一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。） 、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者	・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。） 、附帯工事費、補償費及び事務費		

改 正				現 行			
	を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(待合施設、ホームページ制作等)			を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(待合施設、ホームページ制作等)	
海事	(略)	(略)	(略)	海事	(略)	(略)	(略)
航空	(略)	(略)	(略)	航空	(略)	(略)	(略)
(注) 1. ～ 2. (略) 3. 段差解消のうちエレベーター及びスロープの設置、多機能トイレの設置については、令和元年度第一次補正予算に限る。 4. ～ 6. (略)				(注) 1. ～ 2. (略) 3. 段差解消のうちエレベーター及びスロープの設置、多機能トイレの設置については、平成30年度第二次補正予算に限る。 4. ～ 6. (略)			

改正

現行

附則別表 1 (令和〇年〇月〇日改正附則第 5 条関連)

被災地域鉄道路線代替輸送事業 (補助対象経費の算出方法)

補助対象経費の算出方法

1. 補助対象経費の額は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入を差し引いた額とする。
2. 代替輸送の委託に要する経費は、次式によって算出して得られた額とする。

代行バスの 1 日あたり委託費用 × 委託日数

3. 補助対象事業によって生じた収入は、次式によって算出して得られた額とする。

代行バスの区間・1 日あたり収入相当額 × 委託日数

4. 代行バスの区間・1 日あたり収入相当額は、次式によって算出して得られた額とする。

鉄道の区間・1 人あたり収入額 × 代行バスの 1 日平均輸送人員

5. 鉄道の区間・1 人あたり収入額は、次式によって算出して得られた額とする。

鉄道の年間運賃収入 ÷ 鉄道の年間輸送人員 × 鉄道の運行休止区間の割合

(注)

1. 「代行バスの 1 日あたり委託費用」が平日と土休日で異なる場合は、それぞれで計算すること。
2. 「代行バスの 1 日平均輸送人員」は、1 ヶ月分の実績を日数で除したものとすること。

改 正	現 行
<p>3. 「鉄道の年間運賃収入」及び「鉄道の年間輸送人員」は、非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度の実績を用い、定期及び定期外のそれぞれで「鉄道の区間・1人あたり収入額」及び「代行バスの区間・1日あたり収入相当額」を計算すること。</p> <p>4. 「鉄道の運行休止区間の割合」は、代行バスの委託区間に係る鉄道の運行休止区間のキロ程を全キロ程で除したものとすること。</p> <p>5. 収入及び費用は、消費税相当額を控除した額とすること。</p>	